破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５００号

愛知県安城市上条町熊野林61番地
債務者　タキザワボクシングジムこと　滝澤　一

1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大見　宏
4　破産債権の届出期間　平成22年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年11月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号

宮崎県延岡市山下町２丁目６番地８ヤマダビル501号、住民票上の住所宮崎県延岡市山下町３丁目４番地１
債務者　本田　真澄

1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木加奈子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年10月29日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９４号

福岡県飯塚市宮町２番87号
債務者　中村　光生

1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５３号

鹿児島県薩摩川内市百次町2275番地17
債務者　尾上　義則

1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
4　破産債権の届出期間　平成22年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８４号

北海道滝川市一の坂町東１丁目４番１―226号　一の坂団地
債務者　相川　和弘

1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８０号

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1442番地３
債務者　八田　弘一

1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　破産債権の届出期間　平成22年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６９号

福岡県柳川市立石492番地１
債務者　中島シヅヱ

1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　破産債権の届出期間　平成22年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号

奈良市学園南３丁目13番16号　メゾン学園前105号
債務者　二木　英雄

1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号

奈良県生駒市東松ヶ丘５番２―502号
債務者　木村　貴子

1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７８号

仙台市宮城野区鶴ケ谷２―５　第４号棟第301号室、住民票上の住所仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番11号
債務者　尾山　勝美

1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号

福島市松川町字仲ノ内７番地の９
債務者　丹治千賀子

1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号

福島市御山字清水尻45番地の３
債務者　長澤　明彦

1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳喜
4　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号

奈良県大和郡山市南郡山町５―３　ミュール大和郡山403号、住民票上の住所奈良県大和郡山市箕山町８番10号
債務者　髙垣真由美（旧姓森下）

1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４号

愛媛県伊予郡松前町大字北黒田250番地６
債務者　白石　謙二

1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　清
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所